

清朝の婦女旌表制度について：節婦・烈女を中心に

陳, 青鳳
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24598>

出版情報：九州大学東洋史論集. 16, pp.101-132, 1988-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

清朝の婦女旌表制度について

――節婦・烈女を中心に――

はじめに

一、婦女旌表制度の背景

- 1 国家の婦女節烈重視
- 2 宗族の婦女節烈重視

二、婦女旌表制度の形成

- 1 明代までの婦女旌表制度
- 2 清代の婦女旌表制度

おわりに

註

はじめに

古代中国においては、母系的社会制度が優勢であったと言われているが、しかし儒教思想の成立・強化によってそれは次第に失われ、儒教倫理に支えられる家父長制の下においては、婦女の生涯はただ男子に従属するものに過ぎなくなった。婦女は禮教倫理の下で、道徳規範によって厳しく規制され、ことに「三従四徳」を強く要求されることとなった。三従四徳の究極は宗族社会を強固にする貞節・烈節の徳性にあるが、それを備えた女性は儒教を信奉する国家の理想的な婦女像でもあ

陳 青 鳳

った。そこで、国家は貞節（夫或いは婚約者を亡くして節を守ること）・烈節（夫或いは婚約者を亡くした後に殉死したり、また貞操が危機にさらされた時命を犠牲にすること）の徳性を庶民に教化するために、節烈婦女の旌表制度を推進したが、旌表の具体的な方法として、経済的賞賜を与えることや、節烈婦女本人に碑坊を建てて節孝祠で祭ることなどが採用された。本稿では、まず国家および宗教の婦女節烈重視の状況を検討し、ついでその節烈観の推移・変遷の背景として、婦女旌表制度の形成過程を考察し、最後に牢固たる婦女旌表制度の形成の結果、清朝における婦女——節婦・烈女はどのような社会的地位に置かれるようになったかを明らかにしたい。

一、婦女旌表制度の背景

1 国家の婦女節烈重視

歴史時代における国家の婦女旌表の例としては節婦・烈女に対する旌表に関するものもつと多い。なぜ節婦・烈女が国家によって重視されたのか、それは言うまでもなく儒教思想と深く関わっている。儒教の人倫関係は「父慈子孝・兄友弟恭・夫和妻柔・姑慈婦聽」とあるべきものであり、その中でも夫婦の關係は中心とされ、「夫は妻の天なり」「婦人は人に従う者なり」とあるように、夫婦の道が明示されていた。強固な家族關係を確立するためには、夫婦の道は恆久的なものでなければならぬが、ここから婦女の夫に対する節烈の徳性が要求されることとなった。宗族社会においても、節烈が婦女の最高の徳性とされるようになったゆえんである。ところで、歴史時代の国家は、本来相應に自由なるべき婦女たちに対して、どのような過程を経て、節烈の徳性を重視するようになったのであろうか。国家によるその重視は、ついには明清期の婦女旌表制度を定制したのであるから、まず国家の婦女節烈重視の跡を考察することは、旌表制度の理解の上で重要なことだと思われる。

婦女についての記録が史料上残されているものは頗る少ないが、その中でもつと古いものは前漢の儒者劉向（西暦前七七―六）が編述した『列女伝』であろう。本書にみられる婦女倫理は、すべて儒教道徳の「三従の道」につながるものであるから、儒教的な規範としての婦道はここに始めて集成されたものとみて差し支えないと思われる。『列女伝』について、

岡村繁氏は「愛情を捨象した教道主義的婦道——かかる『列女伝』の女性倫理は、われわれの目から見た場合、いかにも潤いのない没個性的な婦道に見える」と指摘しているが、その原因は明らかに登場する婦女たちの姿を道徳規範に基いて抽象化したからである。劉向の『列女伝』より以降、その他の列女伝や女訓書などの多くは、すべてそれに倣って、儒教倫理の基盤の上に立つものとなったが、その中でも注目すべきものは、正史の「列女伝」であろう。疑いもなく、列女伝は当時の王朝における模範としての婦女の伝記を編集したものであるから、列女伝を検討することによって、国家の婦女節烈を次第に重視する傾向が看取されるのも当然であろう。

列女伝を収めている十二種の正史を三段階に分けて婦女の徳性乃至は婦女節烈が重視される傾向の変遷を見ていきたい。まず『後漢書』より『北史』に至るまでの傾向をみると、『後漢書』と『魏書』はほぼ劉向の『列女伝』にみえる婦女の徳性を踏襲したものであることが窺える。しかし、婦女徳性の内容を分類すれば、「貞順・節義」の実例がそれぞれ約半数をも占めていることが知られるから、明らかに劉向の婦女徳性のうちより貞順・節義のみが強調される傾向が生じたことが認められよう。この貞順・節義重視の傾向は『隋書』や『北史』によって、さらに強調されるようになった。『隋書』卷八十、列女伝の序文には、

自昔貞專淑媛布在方策者多矣、婦人之徳雖在於溫柔、立節垂名咸資於貞烈、溫柔仁之本也、貞烈義之資也、非溫柔無以成其仁、非貞烈無以顯其義。

とあり、また『北史』の列女伝にも同様な序文があつて、「貞烈」が婦女の重要徳性となっているが、さらにそれぞれの内容を分類すると、貞烈の実例が大半を占めていることが知られる。婦女徳性のうちで貞烈が強調されるようになったのが、如実に認められるであろう。

次に、『舊唐書』より『元史』に至るまでの婦女徳性重視の傾向を検討してみよう。『舊唐書』卷一九三、列女伝に、

女子稟陰柔之質、有從人之義、前代誌貞婦烈女、蓋善其能以禮自防、至若失身賊庭、不汚非義、臨白刃而慷慨、誓丹衷而激發、粉身不顧、視死如歸、雖在壯夫恐難守節、窈窕之操不賢乎。

とあり、また『新唐書』卷二百五、列女には、

唐興風化陶淬且數百年、而聞家令姓窈窕淑女、至臨大難守節婦、白刃不能移、與哲人烈士爭不朽名、寒如霜雪亦可貴矣、

今采獲尤顯行者、著之篇、以緒正父子夫婦之懿云。

とあって、両書はともに婦女の「貞節」を重視しているだけではなく、さらには「烈節」をも強調・称賛していることが知られよう。内容の分類については、ここでは省略する。『舊唐書』以降の正史列女伝のうち、婦女に同情的な態度がみられるものとして『遼史』があり、同書卷一百七、列女伝の序文には、

男女居室、人之大倫、與其得烈女、不若得賢女、天下而有烈女之名非幸也。

とあって、女性が烈女となることは決して幸ではないと述べているが、やはり貞烈は婦徳の要目であり、本伝に収録された五名の婦女のうち三名が節烈に相応する事例であることを見落としてはならない。そのような婦女徳性の重視の傾向の中にあっても、魏晉南北朝より隋唐にかけては、まだ婦女の貞節はそう厳しく要求されてはいなかったという説がある。宋代に入ると、さらに大きな変化が生じ、『宋史』の列女伝においては「節烈」のみが一段と重視強調されるようになったことが知られる。このような傾向は内憂外患に脅やかされて、社会が伝統的な儒教思想・風習を堅く守ろうとしたからであろう。このような傾向に至る要因は宋代の政治的・経済的変革とかかわりがあるが、一面では明らかに思想的影響があると思われる。ともかくも、宋代に入ると、理学を確立した程朱の学によって夫婦の別が強調され、婦女の再婚を非難するなどの「嚴肅主義的貞節觀念」が鼓吹されるようになった。宋代の儒者たちは古代よりの禮制を重んずるゆえに、婦女の徳性に対して厳しく規制するものが多くなり、婦女の守節を強調するあまりに、生命を犠牲にする烈節までもが唱えられた。その代表者としての程頤（一〇三三―一一〇七）は、婦女の再婚について次のようなことを述べている。『近思録』卷六に、

問、孀婦於理似不可取、如何。曰、然、凡取以配身也、若取失節者以配身、是己失節也。又問、或有孤孀貧窮無託者、可再嫁否。曰、只是後世怕寒餓死、故有是說、然餓死事極小、失節事極大。とまで主張しているから、彼にとつては婦女の生命よりも節烈を守ることがはるかに重要であったことが窺える。このような婦女徳性についての思想傾向がのちの時代にきわめて大きな影響を与えたことはいまでもない。

最後に『明史』における婦女徳性重視の傾向を検討しよう。『明史』卷三百一、列女伝には、

然至性所存、倫常所係、正氣之不至於淪漸、而斯人之所以異於禽獸、載筆者宜莫之敢忽也。明興、著為規條、巡方督撫

歳上其事、大者賜祠祀、次亦樹坊表、烏頭綽楔、照耀井閭、乃至僻壤下戸之女亦能以貞白自砥、其著於實錄及郡邑志者、不下萬餘人、雖間有以文藝顯要之、節烈為多、嗚呼、何其盛也、豈非聲教所被、廉耻之分明、故名節重而蹈義勇敢歟。

とあつて、節烈の婦女が国家から表彰され、下層階級に至るまで「節烈為多」と述べていることから、婦女徳性のうちで節烈のみがことさら重視強調される傾向があつたこと知られよう。このような婦女節烈重視の傾向は、明の太祖洪武元年の詔令に、「令民間寡婦三十以前夫亡守制、五十以後不改節者、旌表門閭、除免本家差役」とあるような法的奨励を行った結果であるが、こうなると、寡婦の再婚などはますます難しくなつただけではなく、強制された節婦・烈女が輩出することとなる。このような婦女徳性をめぐる思想・政治によって、清朝の婦徳觀念は非常に狭められたものとなり、さらには祠などによって祭られることによつて、形式化・宗教化されるものとなつた。

以上は正史列女伝を中心として、その重視する婦女の徳性の推移を検討したものであるが、時代が降るとともに次第に国家の婦女徳性重視の傾向が変遷していったことが知られる。要するに、劉向の『列女伝』より『明史』のそれに至る長い変遷の過程において、最初は幅の広い内容を含んでいた婦女徳性が、時代の推移とともに偏つて、ついには殆ど節烈の徳目のみに絞られることとなつたのが認められよう。明清期になると、国家の期待する婦女像の基本は節烈婦女のみとなるのも当然であつた。

2 宗族の婦女節烈重視

前節で述べたような国家の婦女節烈重視の傾向の下においては、宗族社会は婦女の徳性について如何なる態度を取つたであらうか。従来、宗族社会における婦女問題の研究は盛んであるが、しかしそれらは主に婦女の祖先祭祀権や宗族財産継続権の問題などに集中している観があつて、宗族社会の婦女徳性に対する態度乃至は寡婦の扱いなどについての研究はまだ充分になされていゝとは言えないようである。国家の婦女節烈重視政策に伴つて、宗族社会の婦女徳性に対する態度や寡婦の扱いが如何に變つたか、それらの事情を見ていきたいと思う。

古代より以来儒教倫理が確立されてからのち、寡婦の再嫁は宗族社会の道德風俗を損なうものとして白眼視されたことはよく知られている。しかし、十八世紀の頃に至るまで、多くの場合においては、貧困層の寡婦は自活するために、再婚の道

を選ばねばならなかったのは当然であつた。¹³ そのような場合を除くと、寡婦は禮教を守つて節を守り節婦となるのであり、或は夫の死に殉じて烈女となるのであつた。再婚を選ぶか寡婦を通すか、彼女たちの選択は、スーザン・マン氏によると、家族形態によつて變つてくるとされている。¹⁴ ところが、十八世紀以降になると、寡婦をめぐる社会状況は大きく變化して、寡婦が再婚を選ぶか寡婦を通すかの選択の余地はほとんど無くなり、寡婦すなわち守節寡婦ばかりが激増した。その原因はとくに国家が守節の寡婦を表彰する旌表制度を大いに施行したことにあり、また国家の旌表政策を承けた宗族社会の寡婦に対する態度や倫理観とも深くつながっているとと思われる。

十八世紀の頃より宗族社会が儒教倫理を信奉するとともに、国家の婦女徳性重視すなわち守節寡婦旌表政策を受け入れたことによつて、宗族の婦女徳性に対する態度とくに寡婦に対する態度は大きく變つて画一的で狭量となつた。寡婦が再婚すれば道徳倫理観によつて賤視するだけでなく、宗族内における寡婦の諸権利や往来までも奪つた。例えば「山陰安昌徐氏宗譜」卷二、家教に、

寡婦或有青年不能矢志者、改醮後不許往来、違者罰其子及舅姑伯叔。

とあるのは、改醮（再婚）した寡婦については、もとの夫族との往来を禁止したことを伝えるものであり、さらにその禁を守らせるために、禁を破つた夫族に対して罰が与えられたことが知られる。その罰が再婚婦本人に与えられずに夫族の親類及び子に与えられたことは、再婚婦をすでに夫族から排除された完全な他人と見なしていることも意味していると思われる。宗族社会においては、婦女は婚姻によつて夫族の一員に組入れたのであつて「昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也」¹⁶ とあるように、婦女は婚姻により始めて夫妻一体の關係の下に祖先の祭祀権が得られるようになっていた。しかし、逆に婦女が再婚すれば、「婦人再醮、義與廟絶」¹⁷ とあるように、宗廟との絶交を伝えて、宗族の寡婦再婚に対する態度を鮮明に表明するのである。「蕭山管氏宗譜」卷四、祠規には、

族中婦女、新婦于歸及元旦冬至、入祠拜謁、宗婦如係再醮、宗女如係再嫁者、皆為失節之人、不許入祠行禮。とあり、また「桂林張氏族譜」卷末、祠規には、

娶妻者三日、翁姑率同新婦赴祠獻茶拜見、翁姑先拜、新夫婦後拜、如無翁姑者、主婚之伯叔代之、若娶再醮之婦、不必入祠拜見。

とある。⁽¹⁹⁾これらの族規は、婦女の再婚が「失節の人」と見なされ、再婚の婦女については宗廟での祭りを許さなかったことを伝えるものである。明らかに、宗族社会は旧来の倫理観の上に国家の婦女徳性重視政策を受け入れて、再婚婦女に対する厳格な態度を表したものと認められよう。一見不思議なのは再婚婦女を娶った夫に対する対応が見られないことである。ともかくもこのように宗族社会の再婚婦女に対する態度は厳格なものであるから、言うまでもなく再婚婦女の身没した後、族譜内には彼女たちの伝記を載せないのは当然である。「茗洲呉氏家記」卷一、議例に、

改適者不書、女之改適者不書、著不順也、流去而背之也。

とあり、「考亭朱氏文獻全譜」第一本、譜例に、

孀婦來嫁者不錄、醜之也。(中略)再嫁者不錄、勵女節。

とあり、「潜陽呉氏宗譜」卷一、凡例に、

婦人夫死有子再醮、則不並書于未後、以義絕也、止于子傳下書嫁母某氏所出、以子不得絕母也。

とあり、「黃氏宗譜」卷一、凡例に、

配夫死改嫁、義與廟絕、本傳内只書配某氏、不詳生卒、以示懲也。

とあって、これら数條の族規によると、再婚の寡婦が族譜内で留名或は留伝の資格を失ったことが知られる。総じて言えば、宗族社会の再婚婦女に対する態度は狭量で画一的に厳格であり、再婚婦女は宗族社会においては公的地位を殆ど認められていなかったことが窺える。

宗族社会の再婚婦女に対する態度が厳しかったのは、明らかに国家の守節寡婦旌表政策の影響によるものであるが、清朝に入ってから国家が寡婦の強嫁の禁令を一段と厳しくした政策の影響も大きいと思われる。「大清律例增修統纂集成」卷一一、戸律婚姻、居喪嫁娶には、寡婦強嫁について、

其夫喪服滿、果願守志、而女之祖父母・父母及夫家之祖父母・父母強嫁之者、杖八十、期親加一等、大功以下又加一等、婦人及娶者俱不坐、未成婚者追歸前夫之家、聽從守志、追還財禮、已成婚者、給与完聚、財禮入官。

と規定しているが、これを唐律⁽²⁴⁾或は明律⁽²⁴⁾と比較すると、寡婦の祖父母・父母及び夫家の祖父母・父母までもが寡婦強嫁によって厳罰に処されることを伝えている。寡婦の守節は強嫁の禁令によって保障され、旌表制度によって奨励されるのである。

から、それを受け入れた宗族社会は寡婦守節に対する態度をいよいよ画一的に鮮明にしたものも明らかであった。

宗族社会は再婚婦女に冷淡で厳しかったのとは対照的に守節寡婦すなわち節烈婦女に対しては、これを尊重し保護した。宗族社会の婦女節烈重視の態度は、宗族が族内の守節寡婦の旌表を申請したことや族譜に守節寡婦の「立名立傳」を積極的に残したことによって歴然としている。「山陰安昌徐氏宗譜」卷二、徐氏義倉規條に、

表揚凡孝子貞嫠、例旌而無力上請者、倉中代為請旌懸額。

とあり、また「大阜藩氏支譜」卷二十、松鱗莊續訂規條に、

婦女貞孝節烈、朝廷有旌表之例、必由鄰里親族出具切結、呈請學縣層遞、轉詳督撫・學政、會銜題奏、冊結咨部、彙核覆奏。(中略)然本人無力或致墜於上聞、湮沒不彰、嗣後主政公支下婦女、若守貞節、族鄰咸知者、由支總取具里鄰親族切結、具啓報莊彙呈、以免向隅而遵功令。

とあるのは、宗族が族内の表彰を求める能力の乏しい節烈婦女のために、旌表を申請しえたことを伝えるものである。旌表は守節寡婦自身にとって大きな名誉であっただけでなく、宗族にとっても地方社会における名誉であったからこそ、節婦のために旌表の申請を代行したのであり、またそのゆえに族内の節婦に保護を加え、節婦が身没した後には族譜に立名立傳を残すこととしたのである。

禮教は宗族社会の倫理的基礎であり、その本質は上下・尊卑の秩序を明らかにするものとされた。この倫理構造の下では、婦女はつねに宗族の最低位に置かれていたが、寡婦となった婦女は、国家の旌表政策やそれを受けた宗族社会の狭量画一的態度によってさらにその地位が制約された弱いものになっていくことが知られる。もともと彼女たちは舅姑の面倒を見、子女と情的な絆を結び、禮教に対して決して背かぬように、多くの場合において守節寡婦の道を選ぶ外はなかったのであるが、このような寡婦をめぐる状況に加えて、国家が婦女徳性の中でも婦女節烈を重視する旌表制度を強力に推進し、宗族社会がそれを受け入れたのであるから、寡婦たる者は節婦たらざるをえなかったという事態に近づくのは全く当然であった。考えてみると、清朝は節烈婦女の旌表を重視することによって、禮教国家としての体面を保とうとしたのであるが、婦女の立場より見れば、国家と宗族の一致した婦女節烈の重視によって、寡婦すなわち節婦の一本道を自己の意志とは殆ど関係なく自動的に辿らされることとなるわけであるから、国家・宗族による婦女徳性乃至は寡婦に対する完全なる規制であって、

婦女の社会的地位はより一層低落をしたという外はないであろう。

二 婦女旌表制度の形成

1 明代までの婦女旌表制度

前節において見てきたように、節烈の徳性は宗族社会において相当に尊重・重視されたが、それは儒教倫理に基くものではあるが、国家の節烈婦女の重視や旌表政策を全面的に受け入れたものでもあった。清朝の地方志に登場する列女伝の記載は殆ど節婦・烈女のものであるが、それは疑いもなく清朝が儒教倫理の価値を重んじてきたことを示すものであり、その具体的な社会教化政策が節烈婦女の旌表制度であった。本節では、まず清朝以前の旌表を概観し、それが清朝では如何に変化して行ったかを考察し、その上で旌表制度の功罪とくに旌表制度が婦女にとって如何なる意義を果たしたかをも明らかにしてみたいと思う。

旌表とは、国家が孝義貞順などの徳性のある人に対して、坊を建て扁額を賜与して表彰することであり、この旌表という手段を通して、歴代の国家は庶民の教化を実現してきた。もともとの旌表は忠臣・義士に対する一種の奨励策であり、のち旌表の範囲は次第に拡大され、また単に男子に限られず、女子にも与えられるようになった。しかし、婦女に対する旌表は非常に限定されたものであって、殆ど節婦或いは烈女に与えられたものである。²⁸

婦女の旌表は秦の始皇帝にまで遡ることができ、その例は当時の金石文の中に見られる。ただこの時期においてはそれは婦女の淫佚を禁止するのが主な目的であり、婦女が貞節を守ることは、後世ほど厳しく要求されていなかったようである。漢代に入ると、儒教の確立により朝廷が初めて法令によって婦女の旌表を行うこととなった。『漢書』卷八、宣帝紀には、

（神爵四年）夏四月。（中略）潁川吏民有行義者爵、人二級力田一級、貞婦順女帛。

とあって、宣帝が貞婦・順女に帛を賜ったことを述べているが、後世の貞婦旌表はこれに始まることが知られる。また後漢の安帝の元初元年及び元初六年にも婦女旌表を行う詔令が下されているが、この頃から、貞女・節婦の旌表制度が定着したことが確認できよう。時代を降ると、婦女旌表制度は定制化して、北周の宣帝の詔に、

詔制九條、宣下州郡（中略）、五曰孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、才堪任用者、即宜申薦。

とあって、「孝子順孫、義夫節婦」と並んで、国家旌表の主な対象となったことが知られる。さらに降って隋唐時代になると、これらの旌表に際しては、併せて課役が免除される恩典も行われるようになった。⁽³²⁾

宋代に入つて、思想風潮の影響を受け、婦女の節烈が一段と重視されるようになる。国家の婦女旌表制度は整備されて、より広範に施行されることとなった。北宋の英宗治平三年の詔に、

應天下義夫節婦、孝子順孫、事狀灼然、為衆所推者、委逐處長吏按驗奏聞、當與旌表門閭。

とあり、また徽宗宣和七年に、

南郊制、如有曾被旌表門閭者、仍依式建立、以示激勸、應天下義夫節婦、孝子順孫、委所在長吏常加存恤、事狀顯著者、具名奏聞。

とあるのは、婦女旌表の広範な施行を伝えるものであるが、とくに注目すべきことは、旌表を受ける婦女の氏名・行状を地方官より朝廷に奏聞させるようにしたことである。このような旌表手続きの整備は、広範な旌表の施行に際して必要なことではあったが、明清時代における複雑にして煩瑣な旌表制度の先駆となった。

明代に入り、婦女旌表政策がさらに普及すると、婦女旌表制度の内容はさらに細かく規定されるようになった。『大明會典』卷七九、旌表に、

洪武元年令、凡孝子順孫、義夫節婦、志行卓異者、有司正官舉名、監察御史・按察司體覆、轉達上司、旌表門閭。

とあるのは、節婦を地方官に推薦させ、監察御史・按察司の調査を経て朝廷に轉達上申させるといふ旌表手続きが採られたことを述べたものである。また節婦たる認定条件も厳しくなつて、同書同巻に、

令民間寡婦三十以前夫亡守制、五十以後不改節者、旌表門閭、除免本家差役。

とあるのは、寡婦が三十歳以前に夫を亡くして、五十歳を過ぎるまで節を守つた場合に節婦と認定し、その門閭を表彰し本家の差役までも免除したことを伝えている。寡婦は若くして夫を亡い二十年以上の節を守つて、初めて旌表を求めることができたのである。このようにして明代の節婦の旌表は、ただ門閭の名誉となるだけでなく、差役免除という實際的利益さえ得られるようになった。婦女旌表制度の整備と差役免除の特典は明代旌表の特徴であろう。しかし、差役免除の特典は程な

く節婦旌表をめぐる不正を誘発したので、明朝はそれを防ぐため詔令を下さねばならなくなった。

成化元年奏准（中略）如有扶同、妄將夫亡時年已三十以上、及寡居未及五十婦人増減年甲、舉保者被人首發、或風憲官覈堪得出、就將原保・各該官吏・里老人等通行治罪。

とあるのは、民間や官吏が節婦旌表の特典に目をつけ、寡婦の年齢や守節年数を意図的に増減する不正が行われたことや、これらの偽弊が摘発された場合には、保証をした官吏や里老人などを処罰したことを伝えるものである。しかしこのような偽弊はいつまでも改まらないで、長く問題を残したことが認められる。

明代の婦女旌表制度の特徴となるものとして、外に「貞烈碑」が注目される。それは明の武宗の時、山西地方などにおいて賊を拒み死を選んだ貞烈婦女に対して、殯葬のために銀兩を支給し貞烈碑を建てさせることであつた。³⁶この明代における婦女旌表の方法としての貞烈碑は後まで引き継がれて、清朝はその対象を節婦にも及ぼし、さらにはその規模を「專坊」や「總坊」など（これらについては後述する）にまで変化させていることは注目すべきであろう。

以上は古代より明代に至るまでの婦女の旌表を検討してきたものであるが、要するに婦女節烈の重視につれて、表彰の方法や手続き、節婦資格の認定などの制度規定が漸次整備されてきたことが知られる。旌表の特典実益に伴って、その不正受給が横行したのは、何時の時代にも見られる制度運用上の問題であろう。

2 清代の婦女旌表制度

清代の婦女旌表制度は明代までの制度を受け継いで、さらにそれを拡大整備したものである。『大清（光緒）会典事例』（以下『会典』と称す）巻四百三、禮部旌表節孝一に、

諸王宗室覺羅內、有孝友義順及守節貞烈者、宗人府覈實具奏、交禮部題請旌表、直省孝子順孫、義夫節婦、州縣官申府、府申道、道申巡按御史、巡按御史覈實、奏請下部察勘、覈准旌表。

とあつて、順治九年、王室貴族から庶民に至るまでの全階層を対象とした旌表規定が出されているが、これによって清代の旌表制度の基礎が固まることとなった。

(1) 婦女旌表の種類

清代の婦女旌表は婦女の徳行によって分類され、また婦女の属する身分階層によっても分類されている。まず婦女の徳行による分類としては、「節行」と「烈行」に分けられ、次に婦女の属する身分階層による分類としては、「王室婦女」「命婦」「宮伍婦女」「庶民婦女」に分けられている。本章では『会典』・『実録』・『檔案』の三書を中心として、清代における婦女旌表制度を種類を追って考察することとする。

清代においては、身分階層によって旌表制度が分かれていたが、まず王室の婦女の旌表について簡単にみると、清朝は彼女らに際立って手厚い旌表を行っているが、それは王室との親疏関係により賜与される銀数と緞数によって如実に取れるところである。また親王の妾媵などが殉死した場合には、禮部によって祭りが行われるが、これは庶民層の妾媵については殆ど見受けられないものである。

次に命婦（封号を受けた婦人の称）の旌表についてみると、命婦は「凡婦人已受封誥者、不予旌表」という原則によって旌表は受けられなかった。しかし雍正年間に至って、監察御史沈懋華により一部改正の奏議が提出されることとなった。それには、

查定例凡婦人已受誥封、不准旌表、因此節孝祠中遂無有命婦得而從祀者、伏思命婦苟能節孝、即於祠祀為宜。

とあって、命婦には旌表が与えられないので、節孝祠に祭れず、節烈旌表の趣旨に合わぬ点があると述べ、さらに続いて、
請皇上勅下禮部、將命婦一項增入節孝祠中、量其情事之難易、酌其年限之久近、著為定例、載諸祀典、嗣後各直省地方、凡命婦孀居、已應旌法者、除照舊不旌表外、身故之後准其一體入祠。

とあって、命婦は旌典を与えなくても、身没した後には節孝祠に入れて祭祀するように主張している。彼はまた続いて節孝祠にて祭るべき命婦の三種類を挙げ、旌表の義を立てようとしている。雍正帝はこの奏摺に対してはなんら論旨を下さなかったようであるが、『会典』雍正十三年の条に、守節した寡婦が子供の栄達により誥封を受けて命婦となった場合には、旌表を受けられることを規定しているから、恐らく沈懋華の意見などが採用されて、命婦旌表の規定が実情に合うように緩和されたものと考えられる。

続いて庶民階層の婦女の節行と烈行の旌表を検討する。これは婦女旌表の中でもっとも多くの部分を占めていたので、清朝は非常に詳しく規定しているが、先の婦女徳行の分類に従ってその旌表規定を見ていくこととする。

庶民婦女の節行に対して旌表が規定されるようになったのは順治帝の時期からであり、これ以降はこの規定に基き、時代の降るとともに次第に整備されていった。まず「節婦」たる資格の規定についてみると、順治十八年の詔令には、「滿漢節婦、准一體給米」とあつて、滿漢の節婦に対して経済的な援助を与えているが、この時、節婦としての資格はまだ明らかでない。しかし、康熙帝の時期に入ると、『会典』卷四百三、康熙六年の条に、

民婦三十歳以前夫亡守節、至五十歳以後完全節操者、題請旌表。

とあつて、これは殆ど明代の制度を受け継いだものであるが、節婦たるの資格が規定され、この資格に合致した節婦だけが旌表を受けられることになったのが知られる。このような「守節二十年、至五十歳」の生存節婦の資格規定に付加して、死亡節婦の資格が緩和・整備されたのは人情に基く当然の動向であろうか。雍正帝元年の時に、

節婦年逾四十而身故、計其守節已逾十五載以上者、亦應酌量旌表（中略）凡有節義之人、從前因無力、不能上達者、悉行申報督撫・學臣、其守節十五載以上、逾四十而身故者、亦令各該地方官據實報明、一例旌表。

とあるのは、死亡した節婦については守節年数をやや短くして「守節十五年」以上としたことを伝えるものであつて、明らかに死亡節婦の資格を緩和して整備したものであることが知られる。このような死亡節婦の資格緩和の動向は続いて、清朝の中後期になると、さらに大幅に緩和され、道光四年には、

議准安徽省全椒縣民婦王楊氏、守節十三年身故、按照成例計少二年、應援已故貞女不拘年限之例、比照現存節婦二十年例限之半、定為守節十年、一體旌表。

とあつて、改めて「守節十年」の新規定が設けられ、さらに同治年間になると、

（同治）十年覆准、嗣後孀婦守節至六年以上身故者、一體旌表、其未及六年身故者、仍行扣除。

とあつて、「守節六年」の新規定が設けられたことが知られる。このような死亡節婦の守節に対して大幅な資格緩和がなされたのは何を表すものであろうか。死亡節婦に対する同情だけではなく、婦女旌表制度の緩和を余儀なくさせた清朝中後期の社会・経済の激動をその背景として考察する必要があると思う。

節婦の資格について付け加えておくが、節婦旌表は規定された守節年限により一律に与えられたのではなく、その際に守節の間における孝養・義行の大小を評価して、「尋常守節」と「非常守節」とに分ける格差が設けられていたことに注意

しなければならぬ。乾隆十四年に、

禮部議奏旌表節婦（中略）如係夫亡守志、舅姑年老年倚、婦兼子職、奉養終身、或宗祧所係貌孤罄子、撫育有成以綿嗣續、或外迫強暴毀形見志、事近捐軀終保貞潔、或境處單微甘心荼蓼、飢寒併迫秉節愈堅、如斯之類、孝義兼全、阨窮堪憫、宜為表彰、具結詳報督撫・學臣、秉公秉查、彙疏題請旌表、給建坊銀、歿後致祭祠內。

とあるのは、非常守節と称すべきものであつて、節婦が至苦至孝により舅姑に仕えるなどの義行を行い、さらに貞操を保てば、銀兩を給与して坊を建て、身没した後には節孝祠に入れて祭ることを許すものである。これに対し尋常守節の場合には、尋常守節（中略）既經守節合例、亦不忍令湮没不彰、應令地方官於本家呈報時、核其年例相符、詳明督撫・學臣、酌量給扁嘉獎、附疏彙題、仍於祠內統建一碑、具題後、陸續鐫刻姓氏、載入本州縣志、毋庸特予建坊設位奉祀。

とあつて、扁額を与えるとともに、祠内の合祠の碑面上に姓氏を刻入して祭り、州縣志に記載するだけで、專坊を建てることは許されなかつたのである。また扁額の題字については、翌年禮部の覆議に、

禮部議覆湖北巡撫唐綏祖奏稱、原議旌表尋常守節、年例相符之婦、督撫・學臣給扁彙題、刊碑載志、伏思督撫・學臣給扁嘉獎、似人臣得操表揚之柄、且扁字參差不齊（中略）勅內閣擬字給扁、並載入會典遵行（中略）。尋內閣撰擬字樣進呈、欽定清標形管四字。

とあつて、内閣にて撰定された「清標形管」の字様が撰定されたことが伝えられている。

庶民婦女の烈行に対しては、当然ながら「節行」のように旌表が与えられた。烈行やその旌表の例として、『會典』康熙十一年の条には、

准強姦不從、以致身死之烈婦、照節婦例旌表、地方官給銀三十兩、聽本家建坊。

とあり、また『會典』康熙五十二年の条には、

民間貞女未婚、聞訃矢志、守節絕食自盡、照例旌表。

とあつて、婦女が強姦を拒んで死んだり、婚約者の後を追つて殉死した場合などを烈行といい、これに対して旌表を与えるものである。烈行婦女に対する旌表の方法は節行の非常守節の場合と似たもので、銀三十兩を給して、節孝祠内に坊碑を建てることを許すものであつた。

烈行及びその旌表の要点は以上のようなものであつて、明らかに単なる節行に比べて一瞬に生命をかけた過激な行爲であつたため、より高く評価された旌表が行われたものであることが窺える。しかしながら、如何に貞操倫理に殉ずるとは言へ、多くの若い生命を捨てたものであり、その上に夫に殉死する場合には舅姑子女への孝養問題が残り、強姦抵抗による殉死の場合には貞操名譽の問題が残るので、清朝は慎重な態度を選ばねばならなかつた。そこで、清朝は節烈倫理を盛んに提唱したといへ、婦女の生命が無爲に失われるのに忍びず、しばしば「激烈輕生從死」の禁令を出すこととなつた。⁵⁰ 雍正十三年の禁令によると、

凡烈婦輕生從死、昔年聖祖仁皇帝曾降旨禁止、朕於雍正六年又降旨曉諭（中略）今數日之内題奏殉夫盡節之烈婦烈女如此之多（中略）嗣後若概予旌表、恐轉相則效、易致戕生、深可憫惻（中略）儻宣諭之後、仍有不顧軀命、輕生從死者、不必概予旌表、以長閭閻憤激之風。

とあつて、雍正帝は烈婦烈女について、もしすべてに旌表を与えれば、さらに数多くの生命を犠牲にすることになるのを畏れて、「不顧軀命、輕生從死者、不必概予旌表」とあるように、殉死を限定しようとしたことが知られる。このような雍正帝の殉死限定の意向に依つて、監察御史薛韞は旌表に値する殉死を限定する奏摺を提出した。それには、まず、

查節婦例准旌表、至殉烈婦女於例禁止輕生、而督撫時有題達、亦格外恩准（中略）惟是烈婦情節各有不同、如夫亡有翁姑并無次丁侍養及遺孤勢須撫育、烈婦一身仰事俯畜之責、豈宜輕生從死。若無翁姑或有人侍養及無孤可撫育者、生存無關於重輕、就義有光於名教、是同一殉夫也、而彼以孝養撫孤為大、死或輕於鴻毛、此以潔身完節為榮、死或重於泰山、似未宜一例禁止。

とあつて、舅姑子女のいる寡婦は孝養の責任があるので、軽率に殉死をすることは許されないが、孝養責任のない寡婦が殉死の道を選ぶのは名教にとつてきわめて光榮なことであると言うのである。したがつて、烈行婦女に旌表を与えるか否かの具体策については、

除室女許字未嫁、及夫亡翁姑須養、遺孤待撫、仍照舊例禁止殉身外、如并無翁姑或翁姑有人侍養、又無子息、情甘捐軀赴義者、特恩准予旌表、不在禁例。

と述べて、未婚女子と舅姑子女のいる寡婦には殉死を嚴禁して旌表を与えず、舅姑子女のいない寡婦には殉死を許して旌表

を与えることとした。この薛福の奏摺の要旨は、その後採用施行されたようで、次の乾隆帝年間の未婚女子の殉死旌表の事例に見て取れる。すなわち『会典』乾隆元年の条に、

順天府尹以未婚之女自縊殉夫、題請旌表、經部定議、節烈輕生、事在奉旨禁止之後、不便准旌具題、奉旨、著加恩旌表。とあつて、一度は旌表不与が議されたからである。しかしながら結局のところは、輕生從死の禁令がありながら、情に流されて殉死者に旌表を与えたことがわかるのである。

終わりに營伍婦女に対する旌表を検討する。營伍婦女の旌表は順治帝の時に始まったが、とくに十年の「旌表節孝（中略）滿州蒙古漢軍、支戸部庫銀三十兩、聽其自行建坊」とある規定から見ると、營伍婦女の節行或いは烈行に対しては早くから戸部より三十兩の銀が給与されていたことが知られる。この三十兩の支給のちに拡大されて、「建坊銀」或いは「坊銀」と称されるものとなつたようであり、その額が三十兩と定められたのは、恐らくここに始まるものと思われる。このように營伍の婦女に対する旌表は早くから行われていたが、それが積極的に行われるようになったのは雍正帝の頃である。その端緒となつたのは、広西提督署都督僉事の韓良輔の奏摺であつて、彼は、

查粵西每年題報節烈俱係民婦、而營伍節烈從未得與旌典、蓋因舉報必由生員具呈、教官具結、而生員之與兵丁出入居處既別、聲氣又不相通、至於教官尤與兵丁毫無關涉、是以營伍中雖有苦節、從未得邀旌典、臣思營兵惟藉糧餉資生、若兵故糧除、則其妻子必更加貧窶、設其中有飲冰茹蘗、矢志勵操之節婦、其艱辛之狀、較民婦更甚、尤宜獎勵、以勵苦節、以奮士氣。

とあるように、⁵⁴ 広西地方の節烈旌表者は殆ど一般の民婦に限られていて、營伍婦女は旌表を受ける者が少いと述べ、その主な原因は旌表申請の不備にあると指摘した。要するに、それまでの旌表はみな地方の生員・教官より上司に申請されるが、生員・教官と營伍の民との往来が頗る少なかつたため、營伍婦女の旌表申請が多く脱落していたと言っているのである。彼の奏摺に対して雍正帝は次のような改善の諭令を下した。⁵⁵

（雍正三年三月乙卯）上諭九卿等（中略）每見直省舉報節行、俱係民間婦女、而營伍中人絕少、豈旌典例由生員呈教官具結、與兵丁聲氣渺不相通、無由舉報耶、嗣後必使兵民一體、凡營伍中節行貞烈之婦女、盡得舉報、不致冒濫、亦不致隱漏、以副朕廣勸風節至意。

このような諭令だけでは、営伍婦女の旌表申請の具体策まではわからないのであるが、ともかくも雍正帝の積極的な態度によって、営伍婦女に対する節烈旌表はようやく整ったものと思われる。

以上は清代における婦女旌表の種類とそれぞれの内容である。要するに清代の婦女旌表制度は身分階層により分けられていて、その間にかんりの差異が認められるが、その重点は庶民婦女のとくに「節行」にあったことが知られよう。また時代の推移とともにその細則規定はかなり修正し運用されたのである。ところで、この婦女旌表制度をめぐっては、旌表の種類や内容などの外にさらに問題点が多いのと言うまでもないが、その中でも制度に伴う具体的問題点としてとくに建坊銀、節孝祠及び旌表申請をめぐる諸問題に注目せねばならないと思う。

(2) 建坊銀と節孝祠

清代の節烈婦女に対する旌表の方法は、扁額の賜与・建坊銀の給与・節孝祠における祭祀などであった。尋常守節の節婦については、扁額を賜与して節孝祠に合祭したが、非常守節の節婦や殉死した烈婦については、その外に建坊銀を給与して専坊を建てることを許したことに留意すべきである。前節において、旌表の象徴たる扁額の賜与については言及したので、ここではとくに建坊銀と節孝祠について考察してみたいと思う。

まず建坊銀より考察する。坊とはすなわち記念碑であり、題名・題字を主体として、周囲に綺麗な模様を刻むものであった。⁵⁶清朝の建坊銀制度は順治十年から始まった。官府から銀三十両を与え、坊を建てる費用にさせたことから建坊銀と称されるようになった。この建坊銀の制度は清朝を通じて維持されたが、節婦・烈婦の一人につき銀三十両を給与するものであったから、清朝がこの旌表政策に相当な重点を置いていたことが知られよう。しかしながら、政府が民間に多額の銀両を支出する制度であったから、程なく銀両授与にまつわる弊害が生じ、また地方財政の負担ともなつて、建坊銀制度の問題点を残した。

まず雍正十三年における浙江布政使張若震の奏摺を見ると、

忠孝節義恩賞建坊銀兩、所以勸倫常而敦教化、國家之盛典也、此項銀兩浙省向例在藩庫師生曠缺項下動給、臣恐各衙門書役從中侵扣、暗加訪察、聞離省窩遠及鄉里畏見官長之人、每倩托省會人代領、而代領者非係胥役即屬地棍、往往扣剋平頭、或抵換銀色、或藉稱衙門費用、任意開銷且有將領去中飽、以致本家實領無幾。

とあつて、浙江省における建坊銀の授受にまつわる弊害が挙げられている。この記事によると、浙江省における建坊銀は藩庫の「師生曠缺」という項目から支出されていたが、省内の僻遠の地に住民や官吏を畏れる民などは省城の人に代領してもらい、代領者は胥役か地棍であつたので、建坊銀の中から一部分を掠取したり、役所の費用と称して使つたりしたので、節烈者の家の受け取るのは僅かになつたと言うのである。このような建坊銀授受の弊害を是正するために、張若震は次のように建議した。

將忠孝節義建坊銀兩、亦照舉人會試盤纏之例、統歸州縣地丁項下、就近支給、定限文到州縣十日內、傳到本家的屬、當堂具領、並詢明上下經胥有無需索、該州縣加結、申送院司查核、與存留錢糧一體奏銷、倘州縣書役敢於措勒侵扣、及該管官徇庇濫結、查出從重參處。

この建議の要点は、これまでの授受の際の弊害を除くために、建坊銀の給与は受領者の近地の州縣にて行うこと、給与命令書が州縣に着いてより十日以内に、受領者すなわち節烈者の家族が州縣衙門に赴いて自ら建坊銀を受け取ること、胥吏などの侵奪の有無を記した保証書を提出することなどからなつていて、それでもなお胥吏が官吏と結託して不正を行えば、摘発された際には重罰に処するといふのであつた。

同じ頃、監察御史周紹儒も建坊銀の授受をめぐる弊害について述べているが、それには、

節孝為彝倫之大本、表揚寓獎勵之微權、(中略)凡在可旌者、與例相符、令各省彙題、准其旌表、每年一省不下數十百人、所費帑金抑且不減數萬(中略)乃近見各直省奉行不善、舉報之初悉由生監具呈、既報之後、經縣吏府胥以至司府經承、轉轉相屬、無不需用使費、有餘之人費至一二百金、即中人之家亦須費用數十金、其至將額領坊價情願抵除、只圖旌表之名、種種情弊難以悉數。

とあつて、旌表申請の始めより扁額・建坊銀の給与に至るまでの間に、旌表を受けた家は多きは二百金、少ない家でも建坊銀以上の費用を要したので、貧しい家は建坊銀を旌表受領の費用に充てて、旌表の名譽だけ得たいと願ひ出るほどであつたという。旌表に伴う建坊銀の授受をめぐる、胥吏の侵奪の弊害が如何に酷かつたかが知られよう。これでは節婦烈女の旌表に伴う建坊銀給与の趣旨はまったく失われたといえよう。そこで、周紹儒はその奏摺の中に併せて次のような弊害の是正策を建議している。

各直省督撫令所屬州縣開明准旌條款（中略）有例合旌表者、許本家開載事實、報明本縣本學、該縣該學詳查確實、取具鄉鄰族長甘結、加結通詳該督撫、據詳確核、存案彙題、不用監生呈報於先、亦不假吏胥駁詰於後、至給賞坊價之時、務令本家當堂具領、當堂驗發、不經吏役之手、倘有虛冒、惟詳情之官是問。

建坊銀を節烈者の家族が州縣衙門で直接受領する措置だけでは不充分であつて、旌表申請の手続きの間に州縣学臣・生員や胥吏の干与を省き、建坊銀侵奪の口実をなくすることが必要であると説いているのである。このような張若震と周紹儒らの奏摺が採用されたのは、『会典』雍正十三年の条の詔令に、

坊銀亦令本家具領、當堂驗發、不經胥吏之手。

とあることから窺えるのであつて、明らかに旌表申請の手続きが整備され、学臣・生員などの申請書作製の際の干与が省かれていたことが認められる。こののち、建坊銀の授受をめぐつて胥吏侵奪の弊害がやや少なくなつたように見えるのは、このような一連の奏議の結果であると思われる。

しかしながら、建坊銀の授受をめぐる弊害はこれで無くなつたわけではなかつた。というのは、胥吏による侵奪は少なくなつても、その後には受領者による不正受給の弊害が頻発したからである。その一例として、乾隆十九年における両広総督楊應琚の奏摺に見える事例がある。これによれば、

山西巡撫恒文所題陽曲縣烈女韓開姐請旌一本內稱、開姐自幼聘與王朝藩為妻、夫死誓不再適、嗣伊父母以增亡多日、央媒行聘、開姐遂自縊身死等語。閱其情節、開姐初志在於守節、本可不死、其死也皆伊父母貪得另聘財禮、迫之使然耳。

迨至其女自縊、又復具呈請旌、奠領坊價、所領尚浮於伊殯殮之費、且領價之後、建坊與否、均未可知、是國家棹楔之典、適以飽伊不肖父母之欲。

とあつて、韓開姐という寡婦が夫を亡くしたのち守節を願っていたが、彼女の父母が聘財を貪ろうとして、彼女に再婚を迫つたため、ついに彼女は死を選んで自殺したと言う。ところが寡婦開姐が死ぬと、彼女の父母は今度は娘が夫に殉死したと述べ、旌表を申請し建坊銀を受けようとしたのである。そこで楊應琚は彼女の父母について、彼らが坊を建てることに建坊銀を使うかどうかまつたく疑問であるとまで述べている。この事例は明らかに親が建坊銀の不正受給を求めた例であろう。

この事件に対して乾隆帝はきわめて公正に措置を下した。『会典』乾隆十九年の条に、

未婚之女能矢志靡他、捐軀就義、該撫酌量製給扁額、發交本宅懸掛、亦足慰貞魂於地下、不必專疏請旌給予坊價。

とあって、烈婦韓蘭姐に対して扁額のみを賜与して表彰し、建坊銀の給与は止めたことが知られる。しかしのちになると、建坊銀の不正受給や流用はさらに増加したようであり、そのことは不正受給を防止する詔令がたびたび下されていることから知られる。『会典』乾隆二十四年の条には、

凡有烈婦烈女應行建坊者、該地方官給銀之後、即督令本家於三月之内建造完竣、上鐫旌烈字樣、不得任其遲延（中略）完竣之日、地方官仍具結申報上司查勘、並不許胥役藉端需索。

とあって、官府より建坊銀が給与されてより三ヶ月以内に節烈婦女の家が坊の建設を終らせること、及び坊が完成した日に地方官吏は上司に報告して查勘を受けることなどを規定している。このようにして、建坊銀の受領者による不正受給の弊害も防止されようになつたようである。

ところで、建坊銀の支出をめぐつては、先にも述べたように財政負担の問題点があつた。清代中期以降、節烈婦女の数が急増すると、国家にとつては建坊銀支出額の増加が一つの財政負担となつたのは明らかであり、また一度に多数の婦女が戦乱によつて殉難した際には殆ど建坊銀の支給が不可能となつたのは明白である。このような状況に際して、清朝は新たな建坊銀の制度を採つたが、それがすなわち「總建一坊」という節烈婦合祠の建坊方法であつた。嘉慶四年に、

湖南省乾州・永綏・瀘溪・溆浦・保靖・武陵等屬、被賊戕害之婦女等、各廳縣每處總建一坊、每坊給銀三十兩、交各該地方官支領、於通衢大路、擇地剋期建立、所有大小婦女姓氏、全行鐫刻於其上、仍將建坊日期報部、並令各該督撫等隨時詳加查覈、毋許冒銷冒支、其冊內未載姓名者、均令詳細查明、毋使一人湮沒。

とあって、總建一坊の制度は湖南省の六縣において、賊害に會つて殉難した婦女を集団ごとに一坊に合祠したことに始まるようである。僅かに三十兩で多数の殉難婦女を合祠する一坊を總建するのであるから、国家財政の負担も軽く、混乱期における便宜の措置であつたと言えよう。このような總建一坊の制度は湖南省に始まつて、やがては多くの省にまで広まつた。そのことは、道光二十五年に、

各省彙題節婦一項、其阨窮守節者、查明係何縣人民、應歸何府何州何廳管轄、統計所屬節婦具有若干口、題准後、給銀三十兩、於各該府州廳官為總建一坊、毋庸按口給銀、致啓假冒抑勒之弊。

とあって、恐らく流民の節烈婦女を対象として、各省ごとに總建一坊の制度による一坊を建立していることから知られる。この總建一坊の集約は、財政負担の軽減のみでなく、「毋庸按口給銀、致啓假冒抑勒之弊」とある記事によると、總建一坊の制度は、混乱期に乗じて官吏が建坊銀を侵奪するのを防止するにも役立ったことがわかる。ただし、すべての建坊銀の制度が總建一坊の方法に改められたわけではなく、道光二十七年には、

嗣後各該部隨案請旌之烈婦烈女、及年終彙題內之烈婦烈女、均著建立專坊、以示獎異、餘俱著歸入總坊、年終彙題、並著各該督撫等、題本內聲明彙建總坊字樣、用昭區別。

とあって、「各該部隨案請旌」及び「年終彙題」の烈婦烈女には相変らず專坊を建てさせているから、先にみたような賊害に殉難した節烈婦女集団を対象として總建一坊の制度が適用されたものであることが知られよう。

次に、節孝祠について知られるところを検討整理しておきたい。節孝祠に関する記事はあまり多くはない。『会典』雍正元年の条には、

恩昭内開、旌表節義、給銀建坊、民間往往視為具文、未曾建立、恐日久仍至泯沒、不能使民有所觀感、著於地方公所設立祠宇、將前後忠孝節義之人、皆標姓氏於其中、已故者則設牌位於祠中祭祀、用闡幽光而垂永久、其建坊銀仍照舊支給。とあって、「忠孝節義者」を祭る祠宇が州縣公所に建てられたのがその始めであることが知られる。この忠孝節義祠は、それまでそれらの義行を旌表し銀両をも給与したにもかかわらず、建坊が行われなかったため、州縣が建坊銀を別途支出して、州縣公所に若干祠宇を設立したものである。この忠孝節義祠はさらに「忠義孝弟祠」と「節孝祠」とに分けられ、節烈婦女は節孝祠によって祭られることとなったようである。これらの祠宇の建設費用については前掲の記事に「其建坊銀仍照舊支給」とあるが、なお『会典』雍正元年の条には、

建立祠宇牌坊銀、各省府州縣衛、動用正項錢糧修造、仍照工部奏銷（中略）仍令各所在有司不時修葺。

とあって、忠孝節義者へ給与した建坊銀とは別に、地方が正規の経費より支出したものである。このような祠宇は州縣毎に一・二ヶ所程度建立されるだけで、一度新祠を建てると、後はただ補修・維持の費用が必要なかっただけであるから、財政的には問題は少なかったのである。しかし、それでも不正を防ぐために、各省の督撫が祠宇の建設費や管理費などを厳しく監査して、帳簿の記録や事務の引き継ぎを厳重にさせるようにしていたことが窺える。

節孝祠における祭祀について付言しておくが、必ずしもすべての節烈婦女が節孝祠において祭られたわけではなく、身分階層の微賤な僕婦・婢女・乞婦らの節烈者については、節孝祠での祭りを許さなかつたのは留意すべきであろう。

(3) 旌表の申請制度

清代の節烈婦女旌表の申請がいかなる行政手続きを経て行われたかは、先に見た旌表の種類や建坊銀などと並んで、清代旌表制度の全般的運営を見る上で重要な問題である。旌表制度の運営とくに申請手続きの管理は、明らかに行政上の重要な職務の一つであったので、地方行政機構はその上層部より下層部に至るまで密接に関与していたのは当然である。旌表の申請手続きを明確に規定したものは早く明代の初めの頃より見られ、『大明会典』卷一、禮令に、

凡孝子順孫、義夫節婦、志行卓異者、有司正官舉明、監察御史・按察司體覈、轉達上司正官、旌表門閭。

とあって、洪武元年に、まず地方の有司正官が節行者を上申し、それを監察御史・按察司が再調査して、次々に上司に転達するという申請手続きが示されている。のちに旌表制度が整備されてくると、申請手続きも細部に至るまで整備されて、偽りを許さぬものとなってくる。洪武二十六年になると、

禮部據各處申來孝子順孫、義夫節婦、理當旌表之人、直隸府州咨都察院、差委監察御史覈實、各布政使司所屬、從按察司覈實、著府州縣同里甲親鄰保勘、然後明白奏聞、即行移本處、旌表門閭。

とあって、州縣の有司正官が上申してくると、それを書類審査するだけではなく、直隸府州の場合には監察御史を派遣して現地再調査させ、各布政使所屬の府州の場合には、按察司に再調査をさせて、府州縣が作成した申請書と事実照合し、その後朝廷に上奏する手続きとなったことが知られる。このようにして整備された旌表の申請手続きにおいては、まず申請手続きの第一段階として、府州縣官吏と里甲親鄰との共同責任による申請保証制が行われたことが注目される。この旌表申請の共同責任制については、憲宗成化元年の詔令に、「如有扶同、妄將夫亡時年已三十以上、及寡居未及五十婦人、増減年甲、舉保者被人首發、或風憲官覈勘得出、就將原保・各該官吏・里老人等、通行治罪」とあって、連座する官吏や里老人の処罰規定によって裏付けされていたのである。

清代の婦女旌表制度は順治年間より制度化されるが、旌表制度が身分階層に従って分かれたれていることにより、その申請制度も身分階層によって異なっている。まず王室貴族の婦女の場合には、宗人府への申請と宗人府の調査を経た後、禮部に

上申するという手続きを採っていた。⁽⁶⁷⁾ 營伍の婦女の申請制度については、『会典』順治九年の条に、

滿州蒙古漢軍、孝子順孫、義夫節婦、該管佐領驍騎校送參領、參領送都統・副都統、都統・副都統送部、申部覈實、奏請旌表。

とあって、佐領驍騎より參領や都統・副都統を経て禮部に申請し、禮部が再調査をしたのちに朝廷に上奏するという申請手続きが採られるのである。しかし、先に見たように、申請手続きの不備などにより、營伍の節烈婦女は旌表より洩れる者が多かったので、雍正帝は營伍の節烈婦女について、これまでの營伍内よりの申請に加えて、新たな申請手続きを定めた。

『会典』雍正三年の条に、

凡營伍中節行貞烈之婦女、盡得舉報、不致冒濫、亦不致隱漏、(中略)行令直省督撫・提鎮・學臣、宣諭地方文武官弁、詳查營伍中有三十歲以内守節至五十歲以後、及守節十五載以上、年逾四十身故者、出具印結、移該學教官、照民間取結之例、加具印結、申報州縣、轉詳督撫・學臣具題、由部彙請旌表、永為定例。

とあるのは、營伍の節烈婦女の旌表申請制度を補ったものであり、直省の総督・巡撫・提鎮・學臣より地方の文武官吏に命じて營伍内の節烈婦女を詳しく調査させ、その地方の学官に移文して共同責任の申請書を作成させ上申させるものであったことが知られる。こうして、庶民婦女の場合と同様に学官・州縣官吏などの共同責任による申請手続きによって、營伍の節烈婦女の旌表は改善されたようである。また庶民の婦女の申請制度については、順治年間に出されている三度の詔令によってよく知られるが、要するに庶民婦女の旌表申請手続きは、これまでに見た明代の申請手続きの基本をよく踏襲したものであり、現地州縣官吏などの共同責任制に始まり、督撫などの再調査を経て、上申するものであったと言うに尽きよう。

清代の婦女旌表の申請制度の概要は以上の通りである。ところで、先に建坊銀の授受の際に見たように、婦女旌表の申請手続きをめぐって、官吏の不正侵奪が日常事のように多発し、ひいては婦女旌表制度全般を形骸化しつつあった。したがって、以下こうした状況についてさらに詳しく考察する。

さて、清代の初期において整備された婦女旌表の申請制度は、康熙年間に入って、にわかにその申請書類の内容やその保証・再点検などの面において嚴格かつ煩雑になってきた。康熙七年に、

貞節婦女實行、逐一開明、取具親戚、該管官保結、詳加覈實送部、不得僅以年歲已及、草率監送。

とあるのは、これまで比較的簡単でもよかつた申請書の記載内容がにわかになりに厳しくされて、守節年数の記載のみでなく、詳しい節烈行状を逐一かつ具体的に記載することを求め、さらにその詳細な行状について親戚や官吏の保証を要求したことを伝えている。言うまでもなく、朝廷が節烈婦女の旌表を行うに際しては、その節烈行為を具体的に述べた書類が必要なのは当然であり、それを関係者が点検保証した書類も必要であつたらう。しかしながら、このような節婦行状書の詳細化とその保証書の厳密化は、すぐさま弊害を加速することとなつた。太常寺少卿・提督吳廷揆の奏摺に、

向來舊例舉報節婦、由學詳縣、由縣詳府、由府詳司、然後轉詳督撫・學臣、經涉衙門既多、借端漁利者不少、官府憑胥吏以駁查、胥吏以錢財為去取、轉駁轉詳、動輒經年累月、若不立法澄、保無抑勒之弊。(中略)凡地方官舉報節婦、詳本府後即通詳上司、上司立限嚴催、如府逾月不到即提府經承查訊、如司詳逾月不到即提司經承查訊、遞相飭催、不得遲延、則沈擱抑勒之弊絕矣、更民間果有苦節合例者、或地方官不與詳報、許其具呈督撫學院衙門、檄飭該地方官核實轉詳、隨到隨題。

とあつて、申請書が學員より縣に、縣より府に、府より司などに上申される間に、各官司は或いは婦女行状の確認と保証のために、或いは確認と再点検のために時間をかけたので、その間に胥吏などの侵奪・収賄が横行し、旌表の授与は著しく遅延するようになったという。そしてさらに甚しい場合には、上級官司が確認に手間どつて、旌表の上申数を削減することもあるため、旌表より脱落する節婦も多数出たと言うのである。旌表の申請制度にまつわる手続きの遅延と胥吏収賄の弊害は急速に深刻化し、旌表を虚名化する恐れもあつたことが窺えよう。しかも、その弊害の深刻化が、申請保証書の内容充実というような申請制度の整備によつてもたらされたのであるから、問題の根は深いと言わねばならない。

吳廷揆はこのような旌表申請制度の弊害に対して、先に挙げた奏摺の後半部分で見られるような改善策を上申し、とくに申請手続きの遅延と申請者の切捨ての弊害防止について、どの官司も申請保証書の点検・確認期間を一ヶ月とすることや、それでも申請遅延によつて脱落した場合には、庶民が直接督撫・学院などの衙門に上申するのを認めることを建議している。しかし、このような申請制度の改善にもかかわらず、學員や胥吏の侵奪・収賄の弊害に対する改善策がなかつたので、一般庶民のとくに貧民層にとつては、旌表申請はやはり大きな経済的負担となる状況は変わらなかつた。監察御史曹繩柱は、

風化之原首重節孝(中略)原令地方官不時題達請予旌表(中略)臣見直省題旌節婦之案、先由儒學生員呈明、該地方官

行查加結、詳請具題、多係節婦之子、身為衿士而家稍殷實者、方能邀致（中略）其貧無力者、雖實在守節、年逾五十、竟難援例題請、伏思守節之婦（中略）祇緣具呈結必待學校諸生、而窮鄉僻壤有閱數里或十數里不得一生員者、即有節婦無從知悉、兼以家貧、雖飲食燕衍之費亦無所出、是以不能邀請、遂至湮沒。

と述べて、申請手続きはまず地方の學員の申請保証書の作成より始まるのに、方十數里内に學員のいない場合、貧民は彼らを遠地より招く接待費用の經濟的負担に耐えられないと指摘している。このような貧民層の經濟的負担の軽減除去のために、曹繩柱はまた続いて弊害是正を上申して、

鄉保鄰佑所在皆有、若此閭族黨之間有一節婦、彼更悉其真偽、使呈結出於至公、即與生員之呈結無異、且可以便民而易舉、（中略）嗣後舉報節婦、除儒學生員有願呈結者、聽從民便外、其餘即令鄉保鄰佑秉公具呈、不用四六浮詞、惟開具守節年歲・事實及果否貞節之處、加結投遞、地方官訪查確實、即為轉詳請旌。

と述べ、旌表の申請保証書の作成を學員・生員のみ任せないで、庶民の便宜によつては、「鄉保鄰佑」の保証に代えるのを認めることを建議している。この曹繩柱の建議も直ちに朝廷によつて採用されたようであり、『會典』雍正十三年の條に、各直省督撫、飭所屬州縣、將一應合例旌表之節婦並貞女孝子詳細條例、偏示鄉城士民、令本家開載事實具呈、並飭鄉鄰族長於具呈日、一併據實投遞甘結、該學該州縣覈其事實確據、即行加結詳報、該督撫確覈存案、據實彙題、毋庸往返駁詰、致滋弊端。

とあるのは、明らかに曹繩柱の建議が採用されて、旌表申請手続きの初めの部分である申請保証書の作成が改善されたことを伝えるものであつて、まず節婦の家に申請書を作成させるとともに、鄉鄰族長に保証書を作成させて、その後はそれまでの申請手続きを経ることとされたのが知られよう。

これらの呉津探と曹繩柱の細かな建議を見ると、婦女旌表制度の基盤である申請制度にまつわる弊害の多くは是正されたと思なされるであろう。しかしながら、その結果は大したものでもなくて、是正されたのは學員の侵奪などの極く一部分だけであつたようであり、申請の遅延と胥吏の侵奪・收賄の弊害はついに根本的には是正できなかった。清の中期以降にはさらに悪辣化の傾向を辿り、とくに太平天国の乱の頃に至つては、申請の遅延と胥吏侵奪の弊害は頂点に達する。『會典』咸豐十一年の條に、

軍興以來、各省殉難紳民婦女、無不立沛恩施、分別旌卹（中略）粵東書吏門斗、積弊最深、婦女守節請旌、由禮部行查、立限咨覆、遲至數年不報、竟有勒索規費而後報者、似此勒抑把持、實堪痛恨。

とあるのは、申請手続きの遅延は「遲至數年不報」とあるように数年にも及び、便乗する胥吏の侵奪の状況は「竟有勒索規費而後報者」とあるように、贈賄がなければ申請手続きを妨げるほどに悪辣となったのである。このように見ると、旌表制度をめぐる弊害は、度重なる是正策にもかかわらず、一向に根本的には正されず、反って時代とともに深刻化していることが知られるのである。

以上は婦女旌表の申請制度を考察したものであるが、婦女旌表制度の中よりとくに申請制度を取上げて考察した理由は、旌表制度がいかに運営実施されたか、その全般的状況を見るためであった。要するに、清朝は整備された婦女旌表制度を作り、同時にその日常的な運営を官僚行政機構に委ねて、下は郷村里甲や州縣官司より上は督撫の官司や中央の禮部に至るまでの申請・保証・調査の制度を作った。これらの申請制度によって、旌表の授与は円滑に行われる体制ができたのである。しかしながら、申請制度の整備に伴って、反って申請の遅延やそれに便乗する胥吏の侵奪・収賄の弊害が増加したのは皮肉な現象であり、申請手続きの簡素化などの弊害是正策が行われたが、清の後期になると、申請制度をめぐる弊害はいよいよ激化かつ慢性化して、ついには殆ど婦女旌表制度を名分のみの虚名とした傾向が見られることとなるのである。

おわりに

以上は清朝の婦女旌表制度、とくに節婦・烈女の旌表について検討したものである。

旧中国における婦女の教訓・規範は甚だ多いが、とくに曲従・勤儉・節烈の三者に集約されるものであった。このような観念は早くは漢代に始まって、清代に至るまで連続として続いているのであるが、宋代に入ると、にわかには朱子学の流布により節烈のみが際立って鼓吹され、ついに清朝になると、一種の宗教的な風潮さえ帯びて強調されるようになった。歴代國家の婦女節烈重視の傾向は、『後漢書』『魏書』『晋書』『隋書』『北史』『新唐書』『舊唐書』などの列伝に「列女伝」を立てていることに見られるが、『宋史』の「列女伝」以降はそれが完全に定着し、明清時代になると、列女伝に収録された婦女の人数・内容から見ても、婦女節烈の重視は極限にも達したことが知られる。

宗族社会において、婦女の貞節が要求されるのは強固にして安定した宗族を保つためであった。したがって、寡婦となった婦女に対して、宗族社会は再婚を厳禁しなかつたとは言え、強く守節を勧めたのは当然であった。それは宗族社会における婦女倫理を守るとともに、節烈のみを重視する国家の婦女徳教政策と合致していたからでもあった。このように貞節重視の倫理と再婚賤視の風潮の下にあつては、寡婦となった婦女は守節の道を選ぶ外はなかつたのは言うまでもない。

このような婦女節烈重視の風潮は明清期になると、さらに一段と強調されるが、それは何も明清期の宗族社会がとくに婦女節烈を求めたわけではなく、倫理思想界がそれを強調し、王朝の婦女旌表制度がそれを唱導したからであり、とくに清朝は頗る熱心であつた。清朝の婦女旌表制度は明朝の制度の基本的なものを受け継いで、さらにそれを整備・拡大したものであつたが、とくに身分的階層に区分した建坊銀の給与や節孝祠における祭祀などに特徴が見られる。

しかしながら、清朝の婦女旌表制度には深刻化する弊害がつきまとつていて、建坊銀の給与については胥吏の侵奪の弊害が激化し、旌表の申請手続きには官司舞文による遅延の弊害とそれに便乗する胥吏侵奪収賄の弊害が激化して、ついには婦女旌表制度は殆ど形骸化・虚名化していたことを見落すわけにはいかないであろう。

なお、歴代の婦女旌表制度の中でもとくに清朝の婦女旌表制度の考察においては、制度とそれに附属する多くの補助的制度や施策によって、婦女人間性が如何に抑圧されることが多かつたかという問題も、従来より提議されているが、ここではそれに触れる余裕がなかつた。後考で補いたいと考えている次第である。

註

- (1) 鮑家麟、「中國第一部婦女史——徐天嘯の神州女子新史」（食貨月刊、七卷六期、一九七七年）二六四頁の表、参照。
- (2) 岡村繁「劉向『列女伝』における女性の行動と倫理」（石川忠久編『中國文学の女性像』、汲古書院、一九八二年、所収）。
- (3) 正史二十四種のうち、列伝に「列女伝」が含まれているものは『後漢書』、『魏書』、『晋書』、『隋書』、『北史』、『舊唐書』、『新唐書』、『宋史』、『遼史』、『金史』、『元史』、『明史』の十二種である。
- (4) 正史列女伝についての研究には、山内正博氏の「『旧唐書』の『列女伝』と『宋史』の『列女伝』」（宮崎大学教育学部紀要—社会科学—二一九号、一九七一年）・山崎純一氏の「兩唐書列女傳と唐代小説の女性たち」（石川忠久編前掲書、所収）がある。二者ともに正史列女伝を取り扱っているが、列女伝の全般にわたる内容の分析についてはまだ充分ではないと言えよう。

(5) 註(3)参照。十二種正史列女伝の所在巻数・収録の婦女人数は、次の表に示している。

収録人数	所在巻数	
	後漢書	魏書
18	114	晋書
18	92	隋書
39	96	北史
16	80	舊唐書
35	91	新唐書
29	193	宋史
54	205	遼史
49	460	金史
5	107	元史
34	130	明史
92	200	
95	201	
85	301	
84	302	
125	303	

(6) 陳東原『中國婦女生活史』(台湾商務印書館、一九八一年)第四・五章、参照。

(7) 大塚博久「中国における明・清期の婦人同情論」(山口大学教育学部・研究論叢、十八卷、第一部、一九六九年)二六頁。

(8) 宋代の儒者の婦女貞節論についての研究は、馬德程「宋代女優的社會地位」(李又寧・張王法編『中國婦女史論文集』、台湾商務印書館、一九八一、所収)があり、また陳東原の前掲書、第六章がある。

(9) 『大明會典』卷七九、旌表、洪武元年の条。

(10) 陳東原前掲書、二四一頁。

(11) 劉向の『列女伝』には「母儀」「賢明」「仁智」「貞順」「節義」「婦通」「孽嬖」の七項目がある。

(12) 宗族社会における婦女の研究は、仁井田陞『中國法制史』(岩波書店、一九五二年)・同氏『中国の法と社会と歴史』(岩波書店、一九六七年)・清水盛光『支那家族の構造』(岩波書店、一九四三年)・滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年)・大塚勝美『中国家族法論』(御茶の水書房、一九八五年)・牧野巽『中国家族研究』(上)(御茶の水書房、一九七七年)などがある。

(13) Margery Wolf & Roxane Wild. *Women in Chinese Society*. Stanford University Press, 1975, pp.111-141.

(14) スーザン・マン著、岸本美緒訳『清代の社会における寡婦の位置』(お茶の水史学、二九号、一九八六年)。氏は拡大家族或いは複合家族の場合には、寡婦が自殺を選ぶことが比較的良好に見られるが、それに対して、多くの節婦は直系家族から出たことを主張している。

(15) 多賀秋五郎『宗譜の研究・資料篇』(以下「資料篇」と称す、東洋文庫、一九六〇年)六三九頁。また『呉氏族譜』(同上書、所収、六六二頁)の中にも同様な規定が見られる。

(16) 『禮記』、昏義篇。

(17) 『蕭山翔鳳朱氏宗譜』(『資料篇』、八二〇頁)巻二、祠規。

(18) 『資料篇』、八二二頁。

(19) 『資料篇』、八三八頁。

(20) 『資料篇』、八四四頁。

(21) 『資料篇』、八四五頁。

(22) 『資料篇』、八四八頁。

(23) 『資料篇』、八五四頁。

(24) 『唐律疏議』卷一四、戶婚條疏に、

諸夫喪服除而守志、非女之祖父母・父母而強嫁之者、徒一年、期親強嫁者、減二等、各離之、女追歸前家、娶者不坐。

とあり、『大明會典』卷一六三、婚姻に、
其夫喪服滿、願守志、非女之祖父母・父母而強嫁之者、杖八十、期親強嫁者、減二等、婦人不坐、追歸前夫之家、聽從守志、娶者亦不坐、追還財禮。

とある。

(25) 『資料篇』、五五三頁。

(26) 『資料篇』、五五六頁。

(27) 宗族の節婦に対する立名立伝の規定は族譜の中でよく見られ、例えば「京江盛氏重修宗譜」(『資料篇』、六五八頁。)卷一、家範に、
婦人勿再醮、固義所當為、凡宗族早寡之婦能守節不二者、族中當優禮之、時加饋問、其孤貧無倚者、贍之終身、卒後當名筆傳文、附人家譜之內、以表彰之。

とあり、また「趙氏宗譜」(『資料篇』、六九三頁。)第四本、趙氏家約に、

孝子節婦之志與忠臣同、而貧苦無告者為尤難、族中有事親竭力、孀居苦節者、生則厚加賑恤、死則厚加殯葬、羣典之、羣莖之、誌於石、傳於譜、仍求旌表其門。

とある。

(28) 婦女旌表に関する主な研究は、曾我部靜雄「日唐の詔勅に見える節婦の旌賞」(史林、五十七卷第二号、一九七四年)・山崎純一「清朝における節烈旌表について―同期列女傳刊行の背景―」(中國古典研究、十五号、一九六七年)がある。

(29) 陳東原前掲書、四二頁、参照。

(30) 『後漢書』卷五、安帝紀に、

元初元年春正月(中略)鯀寡孤獨篤癯、不能自存者、殺人三斛、貞婦帛人一匹。

とあり、また同書同巻に、

(元初六年) 乙卯詔曰(中略) 賜貧窮賑乏絶、省婦使表貞女、所以順陽氣崇生長也。其賜人尤貧困孤弱單獨、殺人三斛、貞婦有節義十斛、甄表門閭旌表厥行。

とある。

- (31) 『周書』卷七、宣帝紀、大成元年八月丙寅の条。
- (32) 註(28)の曾我部靜雄の論文、参照。
- (33) 『宋会要輯稿』禮六一、旌表、英宗治平三年の条。
- (34) 同註(33)、徽宗宣和七年の条。
- (35) 『大明会典』卷七九、旌表、憲宗成化元年の条。
- (36) 『大明会典』卷七九、旌表、武宗正德六年の条。
- (37) 節行には節婦(既婚者が夫に対する節を守る場合)と貞女(未婚者が婚約者に対する貞操を守る場合)がある。烈行には烈婦・烈女(既婚者或いは未婚者が夫や婚約者の死を追って殉死する場合、また強姦に対して抵抗して自殺する場合)がある。他の分類としては、趙鳳嗜『中國婦女在法律上的地位』(食貨出版社、一九七三年)一一九頁、劉紀華『中國貞節觀念的歷史演變』(『社会学界』第八卷、一九三四年)、山崎純一の前掲論文註(28)などがある。
- (38) 主に台北故宮博物院より出版した『宮中檔雍正朝奏摺』(以下『雍正檔』と称す)と『宮中檔乾隆朝奏摺』(以下『乾隆檔』と称す)を使用する。
- (39) 『清世祖実録』卷七二、順治十年五月丁丑の条。
- (40) 『大清(光緒)会典事例』(以下『会典』と称す)卷四百三(本巻は順治朝から乾隆朝までを含む)、禮部旌表節孝一、順治十三年の条。
- (41) 『会典』、順治十四年の条。
- (42) 『雍正檔』二十三輯、五九頁、雍正十二年五月二十日、沈懋華の奏摺。
- (43) 『会典』、順治十八年の条。
- (44) 『会典』、雍正元年の条。
- (45) 『会典』卷四百四(本巻は嘉慶朝から光緒朝までを含む)、禮部旌表節孝二、道光四年の条。
- (46) 『会典』、同治十年の条。
- (47) 『清高宗実録』卷三四四、乾隆十四年七月戊午の条。

- (48) 同註(47)。
- (49) 『清高宗実録』卷三六〇、乾隆十五年三月丁巳の条。
- (50) 『会典』、康熙二十七年・雍正六年の条、参照。
- (51) 『清世宗実録』卷一五五、雍正十三年閏四月戊寅の条。
- (52) 『雍正檔』第二十五輯、四二六～四二七頁、雍正十三年十一月十九日、薛祖の奏摺。
- (53) 『会典』、順治九年・十年の条、参照。
- (54) 『雍正檔』第三輯、八〇七～八〇九頁、雍正三年二月三日、韓良輔の奏摺。
- (55) 『大清聖訓』卷二六、雍正三年三月乙卯の条。
- (56) 織田萬記『支那ノ婚姻』(台湾旧慣調査会、一九〇七年)第四十七章、参照。
- (57) 『会典』、順治十年の条。
- (58) 『雍正檔』第二十四輯、七四四～七四五頁、雍正十三年五月二十八日、張若震の奏摺。
- (59) 『雍正檔』第二十五輯、三九九～四〇〇頁、雍正十三年十一月十日、周紹儒の奏摺。
- (60) 『乾隆檔』第九輯、四七三～四七四頁、乾隆十九年九月初一日、楊應崙の奏摺。
- (61) 『会典』、嘉慶四年の条。
- (62) 『大清律例増修統纂集成』卷十一、戸律婚姻、居喪嫁娶。
- (63) 『会典』、道光二十七年の条。
- (64) 『会典』、雍正元年の条。
- (65) 『会典』、雍正五年の条、参照。
- (66) 同註(9)、洪武二十六年の条。
- (67) 同註(53)。
- (68) 『会典』、順治五・九・十二年の条、参照。
- (69) 『会典』、康熙七年の条。
- (70) 『雍正檔』第二輯、一〇九頁、雍正元年十二月初一日、吳沄揆の奏摺。
- (71) 『雍正檔』第二十五輯、四一六～四一七頁、雍正十三年十一月十七日、曹繩柱の奏摺。